

2022年1月19日

お客様各位

七島信用組合

休眠預金等活用法にもとづく預金保険機構への休眠預金の移管について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

2011年10月1日から2012年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等を2023年1月19日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、七島信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

本 店 04992-2-0777  
新島支店 04992-5-0661  
神津島支店 04992-8-0111  
三宅島支店 04994-2-0081

八丈島支店 04996-2-1201  
小笠原支店 04998-2-7410  
東京支店 03-5843-3363  
本 部 04992-2-1661

